

仁治度厳島神社廻廊の復元的研究

山口佳巳

A Reconstructive Study of the Ninji Era Passageways of Itsukushima Shrine

YAMAGUCHI Yoshimi

- ① 緒言
- ② 廻廊の沿革
- ③ 現在の廻廊の形式
- ④ 先行研究
- ⑤ 復元の方法
- ⑥ 復元考察
- ⑦ 仁治度廻廊の特色
- ⑧ 結語

【論文要旨】

厳島神社の廻廊は、海上に建つ社殿群を繋ぐ渡廊下であり、平清盛により造営が行われた仁安度以来存在する重要な建築である。仁安度社殿は、建永二年（一一〇七）と貞応二年（一一三三）の二度の火災で全焼したが、仁治二年（一一四二）に本社为正遷宮が行われた仁治度再建は、仁安度社殿を踏襲したものとされている。

厳島神社に関する研究は少なくないが、仁治度廻廊の状況については福山敏男博士の研究に限られる。しかし、福山博士は大凡の各部形式の指摘をするのみで、復元図を作成するには至っていない。本稿は、仁治度再建に当たって必要な材木を記した、暦仁二年（一一三九）の「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」を主たる史料として仁治度廻廊を細部に至るまで詳しく復元考察するものである。

復元考察の結果、仁治度廻廊は、現在の廻廊の規模及び構造形式と概ね同じとして

よいが、細部において僅かながら異なる点が見られる。そのうち特筆すべき点は、従来指摘されてきたように雁字板を付すことや大棟を木製の瓦木とすることに加えて、組物の内側を舟肘木とし外側を大斗としていたことである。また、現状の非常識とも言える薄さの投首竿とその上に載る斗は、仁治度まで遡るものであったことを立証した。なお、福山博士は仁治度廻廊が掘立柱であったと主張しているが、柱材の長さから礎石建であった可能性が高いと言える。したがって、現在の廻廊は、永祿から慶長年間（一五五八―一六一五）の再建ではあるが、一部の細部意匠を除けば、仁治度廻廊をよく踏襲するものと評価することができる。加えて、復元の過程で往時の建築部材名称もほぼ明らかとなった。仁治度廻廊を復元できたことは、これまで漠然としていた仁安度の姿を考究する足掛かりともなるであろう。

①緒言

安芸国一宮である厳島神社は、仁安三年（一一六八）頃に平清盛により現在のようによくの社殿を有する神社に造り上げられた。その海浜に建てられた社殿群は廻廊によって連結され、社殿の床下で海水が満ち引きし、満潮時には海上に社殿が浮かんでいるように見える姿は著名である。このように社殿が海浜に建つことを可能にしているのは、陸上と社殿を結ぶ廻廊に依るところが大きい。また、この廻廊は単に渡廊下としての機能だけでなく、社殿の景観形成の役割も果たしていると考えられる。廻廊を聖俗の結界としてではなく、渡廊下や景観形成として機能させることは、寝殿造や浄土教寺院の影響にはかならない。

厳島神社は、清盛による造営以後、建永二年（一二〇七）と貞応二年（一二二二）の二度の火災で全焼したが、仁治二年（一二四一）に本社⁽¹⁾の正遷宮が行われた仁治度再建は、仁安度社殿を踏襲したものとされている。

厳島神社に関する研究は多くの先学に詳しいが、仁治度社殿の復元図を作成するまでには至っていない。本稿では、厳島文書のうち、仁治度再建に際して提出された材木注文を用いて仁治度廻廊を復元考察したい。仁治度廻廊を復元することは、厳島神社の社殿はもとより同時代の建築の構造や細部意匠を知るだけでなく、現存しない寝殿造の透廊や浄土教寺院の廻廊を考究する上でも重要であろう。なお、本稿の一部は、日本建築学会大会で発表済みである⁽¹⁾。

②廻廊の沿革

厳島神社の沿革についてはすでに多くの書に詳しく述べられているの

で、本稿ではその廻廊に限って概略を述べておきたい。

廻廊は、清盛による仁安造営時の社殿とその規模を記す仁安三年の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」⁽²⁾（以下、「佐伯景弘解」とする）に「百十三間同（檜皮葺）廻廊一字」とあることから、当時より厳島神社の海上社殿群を構成する一社殿であったことが知れる。そして、安元二年（一一七六）には、廻廊を使って千僧供養が行われた。その時の様子を記した「伊都岐島社千僧供養日記」⁽³⁾（以下、「千僧供養日記」とする）により、現在の西廻廊を「南廊」、現在の東廻廊を「北廊」と称し、千僧供養のために「假廊廿間」を新たに造り加えられたことが知れる。なお、この仮廊は、臨時的なものと考えられる。

その後、建永二年七月三日に、内宮の社殿が焼失したが、すぐに安芸国を寄進して再建され、建保三年（一二一五）十二月十九日には内宮の遷宮が行われた。しかし、程なく貞応二年十二月二日に再び社殿が焼失してしまった。この再建工事は滞り、内宮の遷宮が行われたのは、仁治二年のことであった⁽⁴⁾。仁治度再建時の記録を総合すると、百十三間あるいは百十六間の廻廊が再建されたことが分かり⁽⁵⁾、仁安造営時の規模を踏襲したと言える。

また、「房顕覚書」⁽⁶⁾には、天文六年（一五三七）に「西ノ廻廊ヨリ大黒ノアタマテ火事焼ル」とあるので、西廻廊が大黒つまり現在の大国神社本殿の辺りまで焼失したことが分かる。そして、同十七年（一五四八）に伊予大願寺の覚尊により再建されたという。弘治元年（一五五五）の毛利元就と陶晴賢の合戦により社内が穢れたとし、翌二年（一五五六）に、すべての廻廊の板が元就により敷き替えられている⁽⁷⁾。その後、永祿から慶長年間（一五五八～一六一五）に廻廊が再建されたことが棟札⁽⁸⁾によって確認できる。これが、現在の廻廊である。それ以来、屋根の葺き替えなどは幾度も行われているが、配置及び規模・構造形式に変化はないとしてよい⁽⁹⁾。

廻廊の沿革

次に、廻廊と直接に関係する事項を年表に纏めておく。

| 年 | 西暦 | 事柄 | 典拠 |
|------------------|--------------------|----------------|--------|
| 仁安三年頃 | 一一六八 | 創建 | 佐伯景弘解 |
| 安元二年 | 一一七六 | 千僧供養、仮廊設置 | 千僧供養日記 |
| 建永二年 | 一一〇七 | 焼失 | 神官等申状 |
| 建保三年 | 一一二五 | 再建(内宮遷宮) | 神官等申状 |
| 貞応二年 | 一一三三 | 焼失 | 神官等申状 |
| 仁治二年 | 一一四一 | 再建(内宮遷宮) | 神官等申状 |
| 天文六年 | 一五三七 | 西廻廊が大国神社付近まで焼失 | 房顕覚書 |
| 天文十七年 | 一五四八 | 西廻廊再建 | 房顕覚書 |
| 弘治二年 | 一五五六 | 廻廊の板敷き替え | 棟札写 |
| 永祿 ⁵⁾ | 一五五八 ⁵⁾ | 再建 | 棟札写 |
| 慶長年間 | 一六一五 | | |

③現在の廻廊の形式

廻廊は、海上に建つ社殿群を繋ぐ渡廊下である。途中で本社被殿に接続しており、その東側を東廻廊、西側を西廻廊とされている。現在の東廻廊は折れ曲がり四十五間、西廻廊は折れ曲がり六十二間で、合計桁行百七間(柱間八尺)、梁間一間(柱間一丈三尺)である〔図1〕。

現在の廻廊の構造形式を次に記しておく〔図2～図6〕。礎石(自然石)上に円柱を立てる。床下は、梁間方向に大引を配し、桁行方向には根太七支を大引上に載せ床板を張る。海上にあることを考慮して、板と板の間に少し隙間を空けてある。桁行柱間には、高欄を設ける。内法長押で柱上部を固め、内外から柱を挟む内法長押下端の隙間には無目鴨居¹⁰⁾を通す。柱上は舟肘木とし、その上に軒桁を載せる。無目鴨居と軒桁

の間は板壁とする。梁は虹梁形とはせずに陸梁とし、軒桁と舟肘木の間
に架け渡す。梁上は、扱首竿の中央に扱首束を立てる。扱首の厚みは、その
扱首上には、斗と肘木を載せ化粧棟木を受ける。扱首の厚みは、その
上の斗とともに極めて薄く、僅か二寸五分しかない。通常、化粧垂木は
化粧棟木上に載せるが、ここでは化粧棟木下方で左右からの化粧垂木を
合わせ、その拌みに化粧棟木を通す手法とする。類例は、石上神宮撰社
出雲建雄神社拝殿や春日大社撰社若宮神社拝舎・細殿及び神楽殿などの
簡略な化粧屋根裏の建築に見られる。一軒疎垂木で反りを有し、柱間を
四分割とする。化粧垂木には、茅負・木舞を載せ、垂木裏板を張る。そ
の上に、小屋束・野母屋桁・野棟木を置き、野垂木を渡す。屋根は檜皮
葺である。大棟は瓦棟とし、端部に鬼板を付ける。現在の参拝者入口で
ある東廻廊端部は切妻造とするのに対して、出口である西廻廊端部及び
反橋接続部は唐破風造とし、格式を高めている。東廻廊端部は梅鉢懸魚
とし、唐破風には兎毛通を付ける。全体の形式は、柱間に建具を設けず
開放とする透廊である。棟札により永祿から慶長年間の再建とされてい
る。

④先行研究

廻廊の規模及び構造形式に関する研究¹⁴⁾として、福山敏男博士の「厳島
神社の社殿¹⁵⁾」がある。ここでは、福山博士の仁治度廻廊の研究について
述べておきたい。

福山博士は、暦仁二年(一一三九)の「伊都岐島社未造分屋材木等注
進状¹⁶⁾」(以下、「暦仁材木注進状」とする)の記述により仁治度廻廊を
考察している。その内容は、材木の員数と寸法により、仁治度廻廊の桁
行柱間は八尺程、梁間は一丈三尺から一丈四尺程であることが分かるの
で、現在の桁行柱間八尺、梁間一丈三尺という規模は鎌倉時代以来の伝

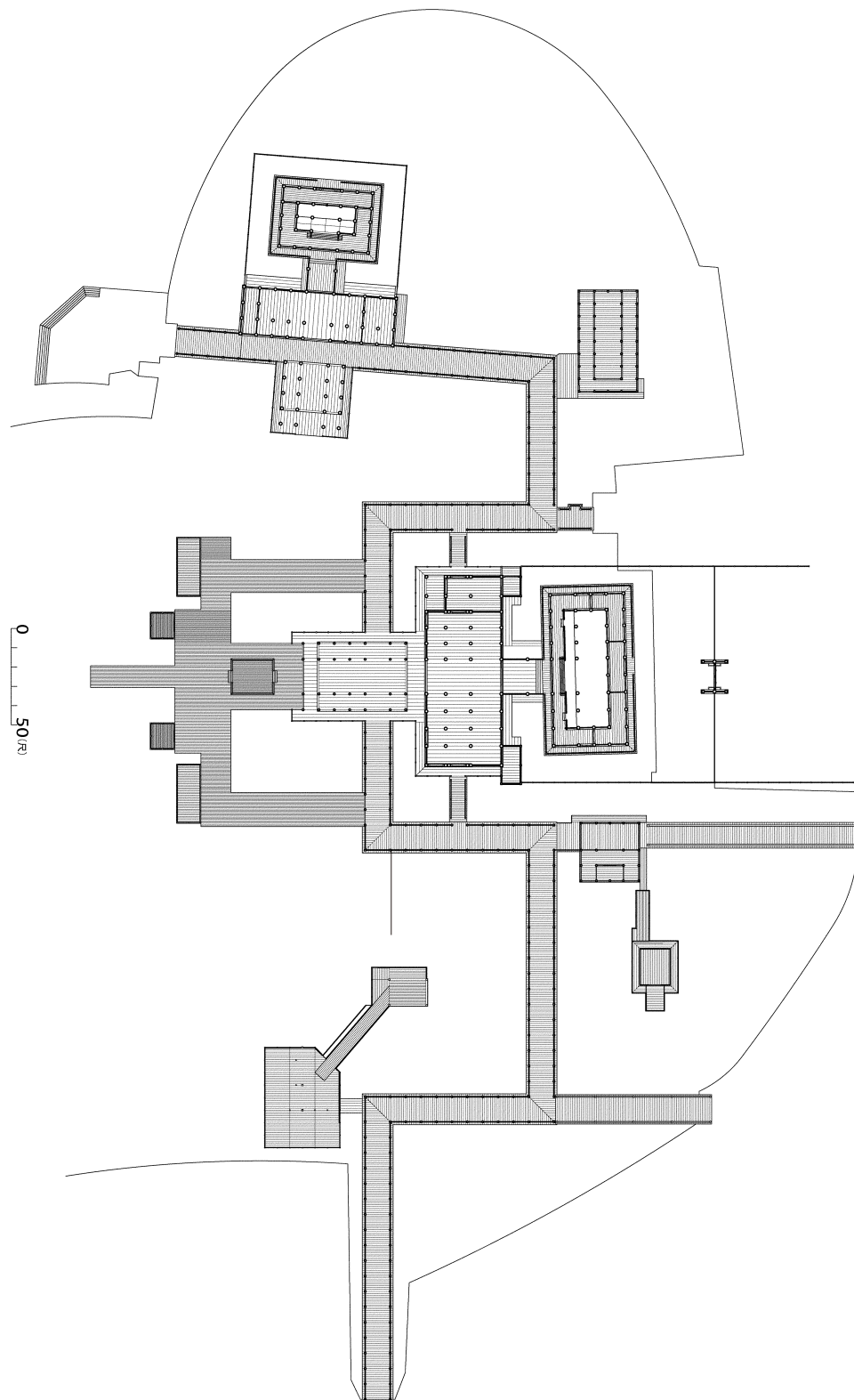


図1 厳島神社殿配置図(現状)

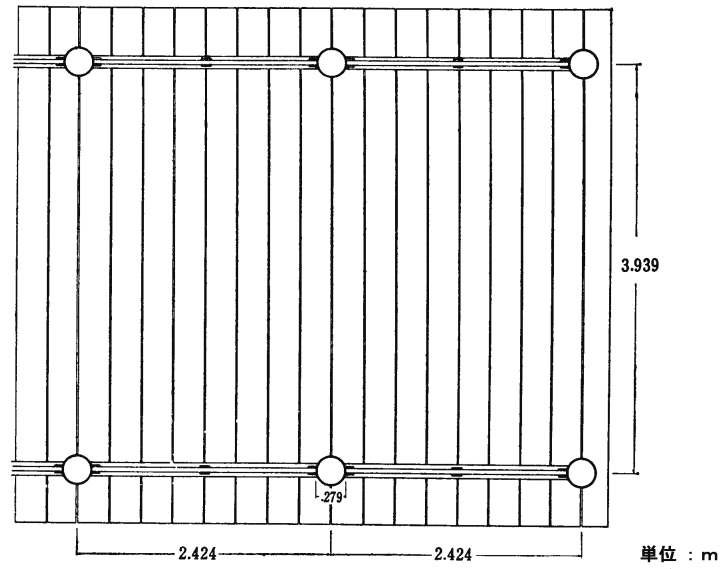


図2 厳島神社廻廊平面図(現状)

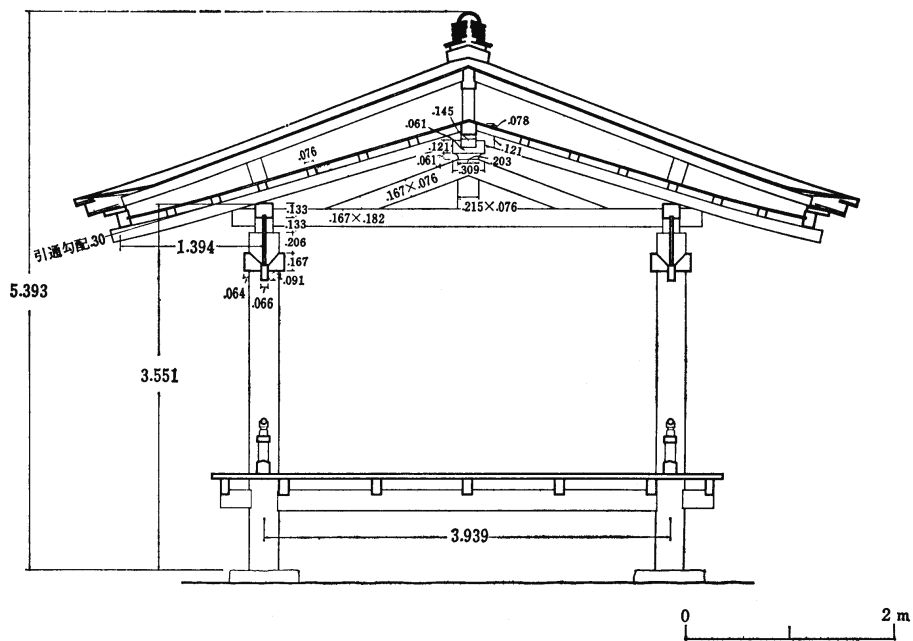


図3 厳島神社廻廊梁間断面図(現状)

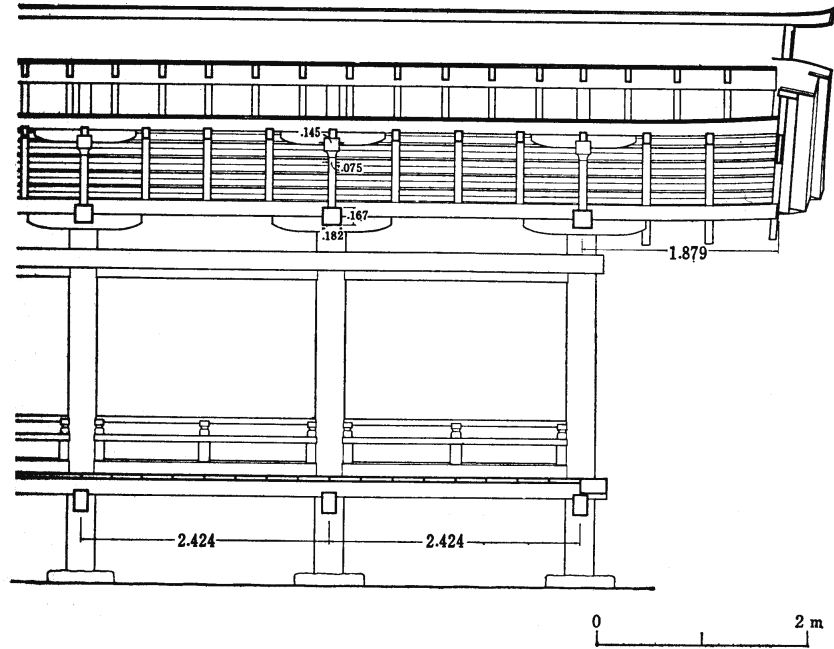


図4 巖島神社廻廊桁行断面図(現状)

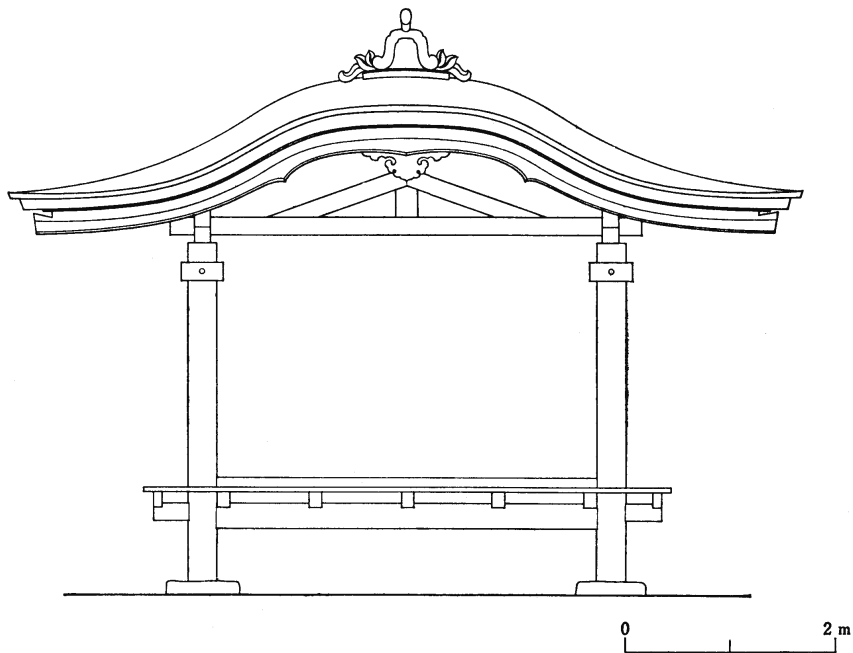


図5 巖島神社廻廊西端正面図(現状)

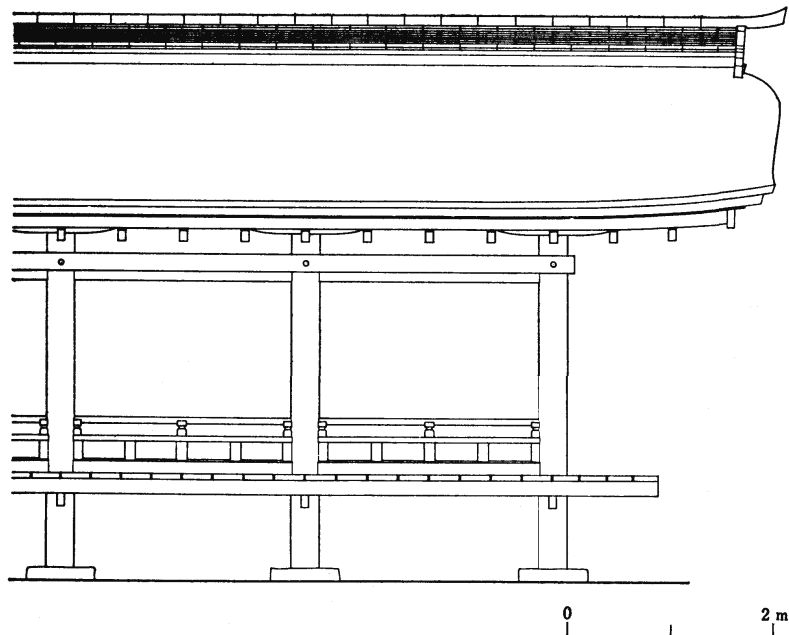


図6 巖島神社廻廊西端側面図(現状)

統を守っているとしている。また、掘立柱であったこと、雁字板を付けていたこと、内法貫が正方形に近いこと、野小屋がなく捨葺の樽を葺き縦椽や木枕を取り付けて檜皮を葺き、大棟が瓦木と丸木を置いたものであった点を除いて、化粧垂木や木舞の数まで現在と同じであると指摘している。このように、仁治度廻廊を図面には起こしていないものの、細部まで検討している。しかし、本稿では、復元図を作成することによって、新たに明らかになった点があるので、以下に述べておくことにする。

⑤ 復元の方法

復元史料

仁治度廻廊の復元に用いる史料を次に掲げておく。なお、引用史料中、『』内は朱筆、()内は割註または細字を表す。

○「曆仁材木注進状」

伊都伎嶋社

注進 未造分屋材木并檜皮同入夫積員數事

合

一 廻廊百八十間内

五十五間(已被立分)、二十六間(在雜葺之)

殘九十九間

一間別

『入夫四十人』 柱二本(長一丈六尺、口一尺)

『十五人』 梁一支(長一丈七尺、方七寸)

『十二人』 桁棟二支(長一丈七尺、七六)

『一人』 猪子差二支(長六尺、弘六寸厚三寸)

『二人』 肱木三支(長六尺、弘五寸厚三寸)

『一人』 宇立一支(長三尺、弘八寸厚七寸)

〔一人〕 斗木一支（長三尺、方八寸）

〔二丈二尺三寸〕 垂木八支（長一丈二尺五寸、四五、ソリ二寸）

〔三人〕 木舞六支（長一丈七尺、二三寸）

〔十五人〕 萱居一支（長二丈二尺、七八寸）

〔四人〕 足固一支（長一丈七尺、七六）

〔二十四人〕 貫木下桁六支（長一丈七尺、五六）

〔十人〕 板敷板十枚（長一丈七尺、弘一尺厚一寸五分）

〔十人〕 長押二支（長一丈七尺、）

〔一人〕 柱貫二支（長八尺、方四寸）

〔二人〕 壁板二枚（長九尺、弘一尺二寸厚一寸）

〔二十人〕 裏板二十枚（長一丈二尺、弘一尺一寸厚八分）

〔二十人〕 借葺料樽二百五十寸

〔一人〕 鷹字板一枚（長二丈二尺、弘九寸厚一寸五分）

〔二人〕 玉縁木二支（長一丈七尺、四三寸）

〔四人〕 高欄料木八支（長八尺、四五）

〔二十五人〕 瓦木一支（長二丈二尺、方一尺）

〔三人〕 丸料木一支（長二丈二尺、方五寸）

〔二十四人〕 檜皮十二井（五尺井繩）

〔六人〕 同立竿六支（長一丈三尺、四三寸）

〔六人〕 同木枕六支（長二丈、四三寸）

已上 大小材木九十五支、樽二百五十寸

檜皮十二井

〔准人夫二百六十人〕

并九十九間分

大小材木九千四百五物、借葺料樽二万四千七百五十寸

檜皮千八百八十八井（五尺井繩定）

〔并積准人夫二万五千七百四十人〕

（中略）

右、太畧注進如件、

曆仁二年正月 日

この文書は、仁治度再建に当たって、未造である社殿の材木を注文したものであり、ここでは、そのうちの廻廊部分のみを掲げ、他の社殿の部分は省略しておいた。冒頭に、廻廊百八十間のうち、五十五間は「已被立分」とあるのですでに完成し、二十六間は「在雜掌之」とあるので造営費用の分担の沙汰が下されており、残るは九十九間とされている。

この文書に廻廊に続けて記された他の社殿は、その再建に必要な材木をほぼすべて注文されているが、廻廊に限っては、まず一間分に必要ない材木の内訳詳細を記し、それから九十九間分の総計を算定している。それゆえに、本稿では廻廊一間分を復元考察することにした。

復元の方法

復元に使用する史料である「曆仁材木注進状」に記された材木は、社殿再建のために注文された用材である。そこに列記された材木は、斗（斗木）や肘木（肱木）などが単なる角材であることから明らかのように、建築部材としての加工を必要とするものである。すなわち、この史料に記されている材木寸法は加工前のものであり、そのままの寸法では復元に使用することはできない。それは、表面の仕上げのための削り代を含み、また、材長方向には継手や仕口の工作も含めて余裕を持って注文されているはずである。さらに、材端に運送のためのえつり穴のある材木も当然含まれていたであろう。斗や高欄のように、一材をいくつかに分割して複数の部材に成形するものもある。

中世において、建築部材の成形に用いられる工具は、手斧や槍鉋である⁽¹⁾。これらの工具による成形を想定すると、円柱などは五分（約一・五cm）、

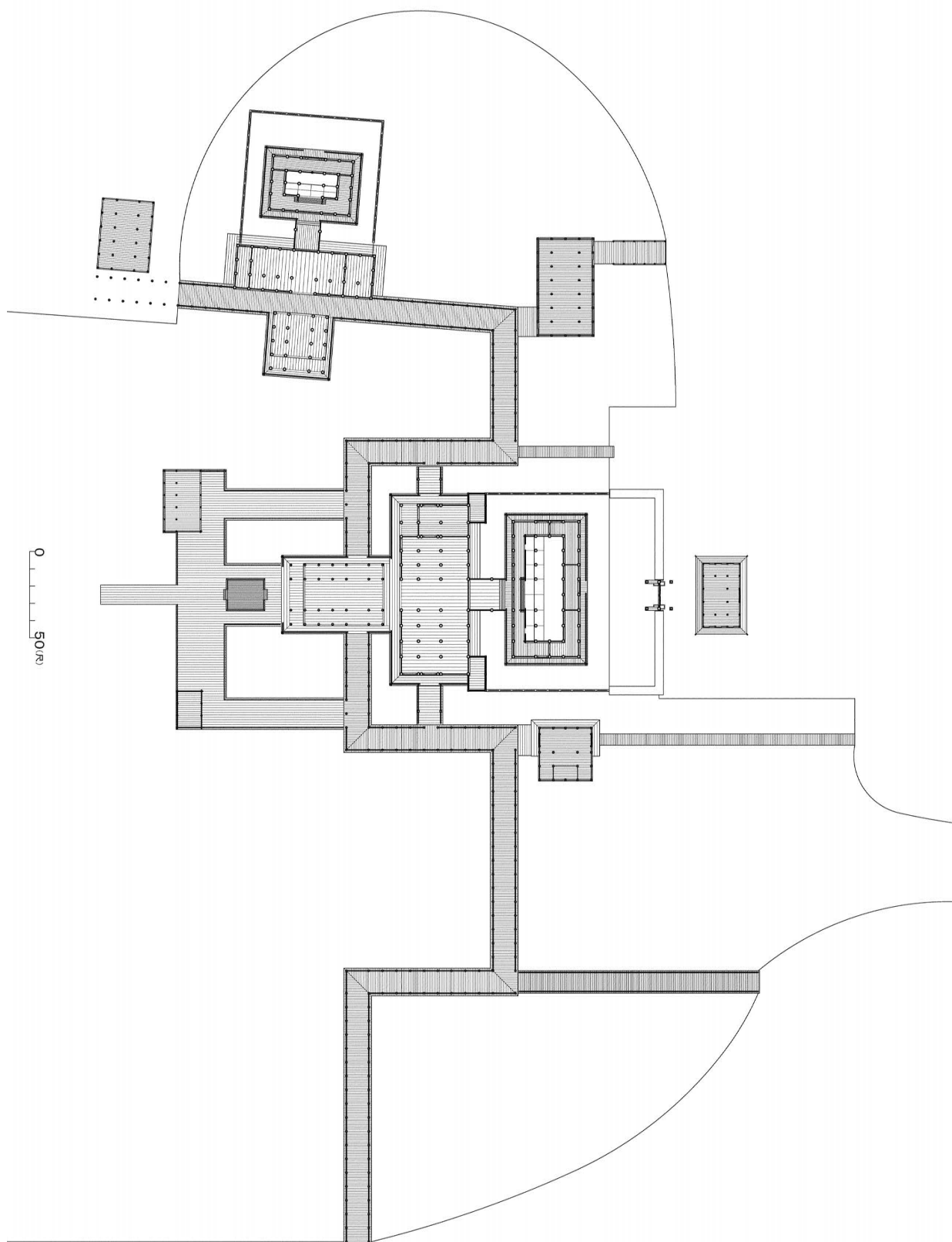


図7 厳島神社社殿配置図(仁治度)

角材の幅や成も五分ずつ表面を削るとするのが妥当であろう。材長は余裕をもって注文されているため部材によって切除する寸法は均一ではないので、それぞれ考察を加えて、必要な長さを残し、余りを切除することにした。また、板材に関しては、幅は部材に応じて不要な分を削り、厚みは削減せずそのまま使うこととした。ただし、小屋内及び床下の野物の材木は、通常、表面を成形せずに使用するもので、その幅や成の寸法はそのまま採用し、長さが必要に応じて切除するものと考えられる。

仁治度廻廊の延長は百十三間あるいは百十六間であり、江戸時代までに現在の東廻廊端部に存在していた粥座屋が廃絶したことに伴い、廻廊も切り縮められ、百七間となったと考えられる。したがって、主要社殿及び付属社殿の配置〔図7〕は仁治度のものが大きな変更をされることなく現在まで伝わっているとよく、廻廊に関してもその接続部や折れ曲がり部も含めて仁治度のものと同じとしてよい。また、客神社拝殿と祓殿の間を廻廊が通ることもあり、その柱間及び高さも変化していないと考えてよいであろう。そこで、ここでは、現在の廻廊の柱間及び総高・軒桁高の各寸法をそのまま採用することにした。

⑥ 復元考察

(一) 仁治度廻廊の概要

廻廊は、仁治度も現在と同様に途中で本社祓殿に接続しており、本社祓殿西側に折れ曲がり六十二間、東側に折れ曲がり五十一間あるいは五十四間の合計桁行百十三間あるいは百十六間（柱間八尺）、梁間一間（柱間一丈三尺）であったと考えられる。

仁治度廻廊の構造形式を次に記しておく〔図8～図12〕。礎石上に円柱を立てる。大引上に足固貫及び根太を据え、床板を張る。床板の端部

には、現在はないが材木注文にある雁字板（「鴈字板」）を付ける。桁行柱間には、高欄を設ける。内法長押で柱上部を固め、無目鴨居（「柱貫」）で内法長押の下端を隠す。柱上は、現状とは異なっており、詳しくは後述するが、内側を舟肘木、外側を大斗とし、内法長押と軒桁の間には板壁を張る。柱上の大斗及び舟肘木上に梁を架け、それに軒桁を直交させる。梁上には、豕扱首を置く。豕扱首上には、斗と肘木及び化粧棟木を載せる。化粧棟木から軒桁に反りのある化粧垂木を渡す。一軒疎垂木とし、茅負・木舞を載せ、垂木裏板を張る。垂木裏板上に、小屋束・野母屋桁・野棟木を置き、野垂木を渡す。その上に、柿茸の土居茸を載せ、檜皮を葺く。大棟は、現状の瓦棟ではなく、木製の「瓦木」及び丸木（「丸料木」）を載せる。端部の懸魚は猪目懸魚とする。

(二) 復元の詳細

〔軸部〕

柱 柱二本 長一丈六尺 口一尺

廻廊一間に柱が二本注文されているので、棟通りに柱を配さない現状と同じ単廊であることが確定される。「長一丈六尺」は、「曆仁材木注進状」に記された他の社殿の柱と比較して特に長くはないので、礎石建と考えられる。ここでは、廻廊の総高及び軒桁高は現状と同じと考えられ、柱も現状と同じ長さである一丈六寸二分としてよいであろう。そして、「口一尺」とあるので、円柱であることが分かる。太さは、成形のため五分削るので、直径九寸五分とする。

現在は直径九寸二分の円柱である。したがって、柱に関しては、太さ・長さともに仁治度とほぼ同じとしてよい。

梁 梁一支 長一丈七尺 方七寸

梁は大虹梁もしくは二重虹梁が想定されるが、ここでは一支の注文であるので、柱二本に架け渡す一重の大虹梁であるとしてよい。軒桁より

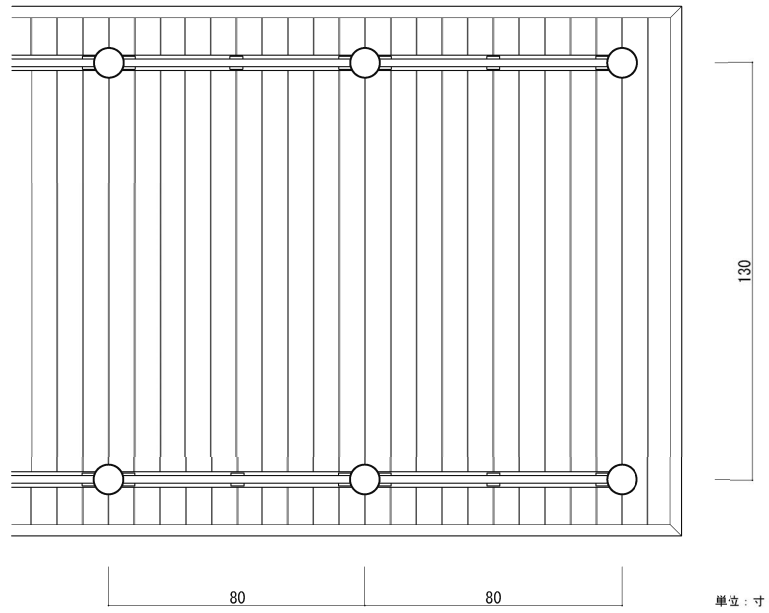


図8 厳島神社廻廊復元平面図(仁治度)

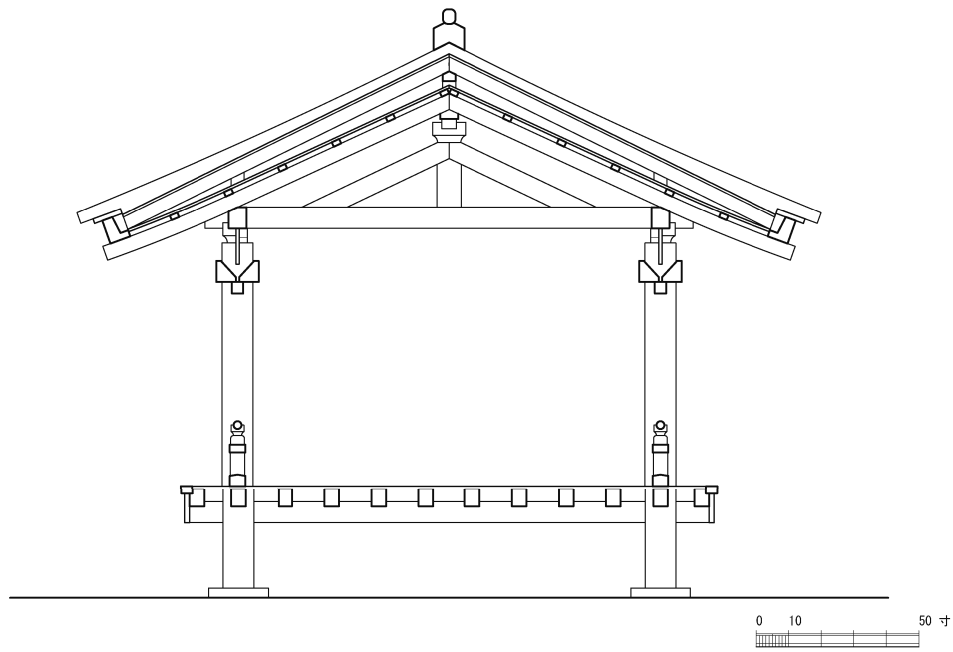


図9 厳島神社廻廊復元梁間断面図(仁治度)

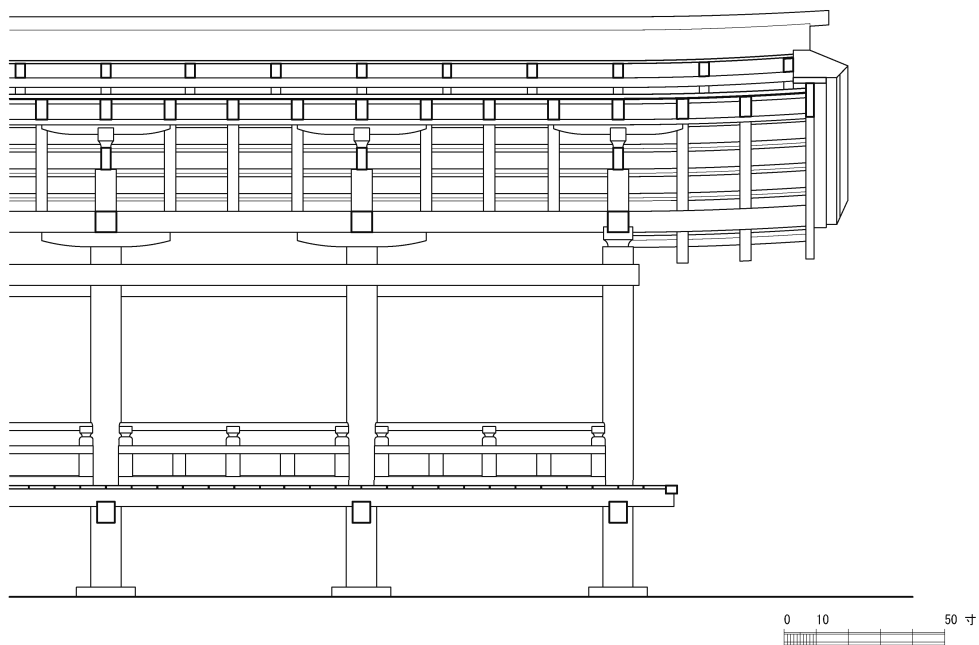


図10 厳島神社廻廊復元桁行断面図(仁治度)

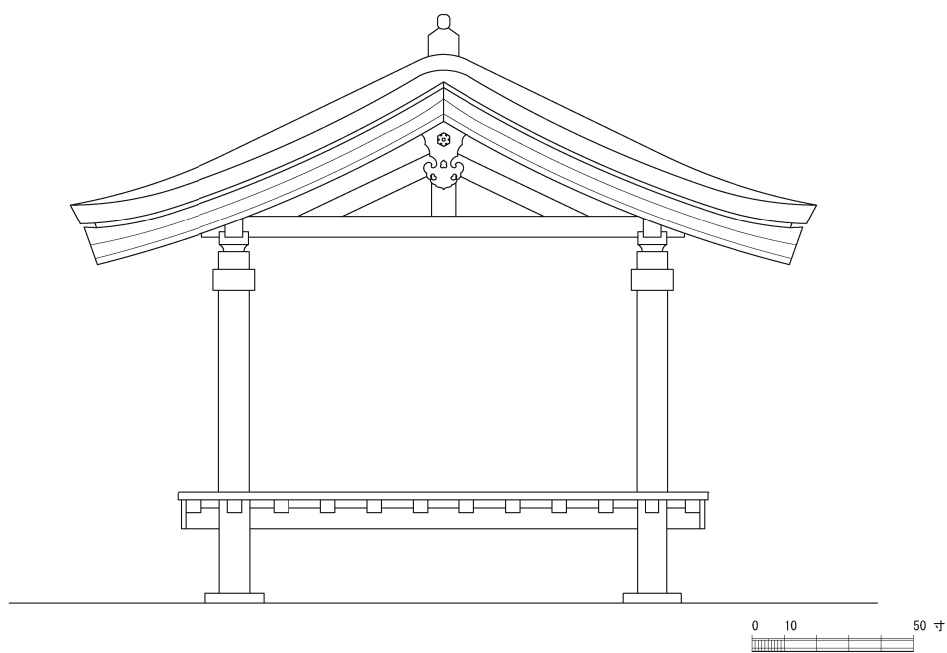


図11 厳島神社廻廊復元西端正面図(仁治度)

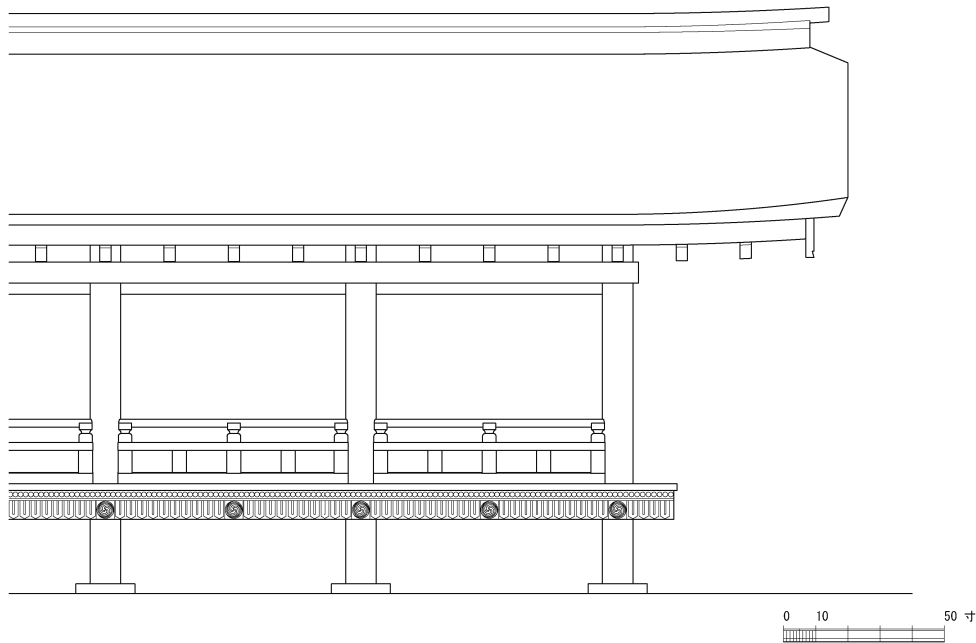


図12 厳島神社廻廊復元西端側面図(仁治度)

外側へ梁尻(梁の端)を出すのが通例であるので、現状と同様に梁尻を柱真から一尺出すものと考えられる。つまり、梁の長さは柱間一丈三尺に両方の梁尻二尺を合わせた一丈五尺となり、注文された材木で十分足りる。太さは、幅・成ともに五分ずつ削り、六寸五分角となる。通常、梁は上方へ反り上がる虹梁とするものが多いが、注文された材木では細すぎる。したがって、反りを一切持たない陸梁であると考えられる。

現在も同様に陸梁とし、しかも幅六寸・成五分と細い。この細く華奢な梁は、仁治度まで遡ることが分かる。

軒桁・棟木 軒棟二支 長一丈七尺 七六

「軒棟」は、軒桁と化粧棟木を総称したものと考えられる。軒桁と化粧棟木は、合わせて三列あるが、ここで注文されているのは二支である。桁行柱間は現状と同じく八尺と考えられるので、軒桁と化粧棟木は、三列で少なくとも総長二丈四尺は必要である。注文された二支の総長は三丈四尺であって、切除分を考慮すると、適当であるとしてよいであろう。なお、注文された材木が「長一丈七尺」であるのは、実際に建てる際に桁行二間分の柱間一丈六尺を一支で繋いだためと考えられる。したがって、実際は二間分で長さ一丈七尺の材が三支あればよいが、それを一間分に算定すると一支半あれば十分である。しかし、半支の注文はできないので、二間分の長さの材木を二支注文したものと考えられる。太さについては、「七六」とある。これは、断面の寸法が七寸に六寸であることを示していると考えられるので、幅・成を五分ずつ削って成形し、幅五寸五分・成六寸五分とした。軒桁は断面を横長とすると、大斗を含むのに都合が悪くなるので、断面を縦長として使用するほかはない。また、断面を縦長とすることで、軒桁の成と梁の成が同高となるので、都合がよい。通常、化粧棟木は断面を縦長に使うので、ここでも同様とした。

現在、軒桁は幅六寸・成四寸四分と断面を横長とする。これは、柱上に大斗を用いず舟肘木のみとすることに起因している。つまり、軒桁の

断面の違いは、その下に大斗を用いることを省いたためであり、永祿から慶長年間に再建された際に変更された可能性がある。

内法長押 長押二支 長一丈七尺

長押として二支が注文されており、その長さから軒桁や化粧棟木と同様に二間分の柱間を通して使うものとしてよい。ここでは、廻廊一間分に換算し、柱を挟む内外の長押を一組として、その二組分の注文であることが分かる。そうすると、注文された員数と長さは適当である。後述するが、床板は柱から外側へ突き出すので地長押は必要ない。また、桁行柱間には高欄があり、その上は窓を設けず開放とするので、腰長押も必要ない。したがって、注文された長押は、内法長押とするのが妥当である。太さは、文書では欠損しているが、柱の太さから推測して、幅六寸五分・成六寸のほぼ台形断面にすることにした。

現在は、幅五寸六分・成五寸五分のほぼ台形断面であり、永祿から慶長年間の細部意匠というよりは仁治度を含む鎌倉時代の形状をしている。

無目鴨居 柱貫二支 長八尺 方四寸

「柱貫」は、現在では頭貫の異称である。しかし、「方四寸」の注文であり、頭貫とするには細すぎる。ここでは、柱を挟む内法長押どうしの下端の隙間を隠す貫状の部材がないので、おそらくそれに相当すると考えられる。また、柱貫という名称より柱を貫く貫が想像されるが、長さが柱間と同じ八尺しかないので、本来の貫ではなく遣返で嵌っていると考えられる。したがって、無目鴨居に相当する。内法長押は桁行方向に二組あるので、無目鴨居は二支必要であり、注文された員数は適当である。太さは、幅・成ともに五分ずつ削って三寸五分角とされる。

現状は、幅二寸二分・成四寸四分と幅が狭い。ほぼ正方形断面である無目鴨居は、平安時代より鎌倉時代までの建築に多く見られる。

壁板 壁板二枚 長九尺 弘一尺二寸 厚一寸

桁行柱間は、高欄を設けるのみの開放とする。つまり、壁板が必要なのは、内法長押と軒桁の間の小壁に限られる。廻廊一間には、小壁は二箇所であるので、注文された員数と合致する。柱に一寸程の決りを施して上から嵌めたと考えられ、注文された長さも適当である。断面の大きさは、幅は一丈切除し、厚みはそのまま使うので、幅一尺一寸・厚一寸とされる。

〔妻飾及び小屋〕

豕扱首 宇立二支 長三尺 弘八寸 厚七寸

猪子差二支 長六尺 弘六寸 厚三寸

「猪子差」はイノコサスと読み、現在、豕扱首と書く。「曆仁材木注進状」に記された楽屋や朝座侍屋などの天井を張らず化粧屋根裏とする社殿において、常に「宇立」は「猪子差」とともに記され、また、「猪子差」二支に対して「宇立」は一支注文されている。したがって、「猪子差」は扱首竿、「宇立」は扱首束に相当するものと考えられる。

扱首束一支に対して、扱首竿二支であるので、一支の梁上に一組の豕扱首が置かれることになり、廻廊一間分の注文として適当である。

まず、豕扱首全体の形は、大まかに言うとその上に載る化粧垂木の勾配と同じくらいになるのが好ましい。ここでは、化粧垂木の勾配を決めた上で扱首竿の角度を決定した。その結果、扱首束の長さは一尺五寸となり、仕口を考慮すると、注文された長さは適当である。太さは、幅・厚みともに五分ずつ削って、幅七寸五分・厚六寸五分として使用した。また、扱首竿の長さは四尺六寸となり、仕口を考慮すると、注文された長さは適当である。幅と厚みは注文された寸法が小さいので、そのまま使うことにした。

成形後の扱首束は、厚さが六寸五分と通常の厚みを持っているが、その上に載る扱首竿が三寸と非常に薄い。現状の廻廊では、扱首束と扱首竿はともに厚みを二寸五分とする。これは、一般的なもののよりかなり

薄い、厳島神社では少なくとも仁治度から扱首竿のみは薄いものが使われていたことが分かる。

化粧垂木 垂木八支 長一丈二尺五寸 四五 ソリ二寸

化粧垂木は、八支注文されていることから、現状と同じく一間を四支割とする疎垂木であることが確定される。軒の化粧垂木の出を、現状では柱真から四尺八寸とするが、注文された「長一丈二尺五寸」では、四尺とするのが限度であり適当である。太さについては、「四五」とあることから、断面の寸法が四寸に五寸の材木を注文している。ここから、幅・成ともに五分ずつ削って、幅三寸五分・成四寸五分として使用した。また、特に註記なく「ソリ二寸」とあるので、軒桁上から外の軒において、二寸反らすこととした。

現状では、太さを幅二寸五分・成四寸とする。仁治度における化粧垂木より僅かに細いが、ほぼ同じとしてよいであろう。

木舞 木舞六支 長一丈七尺 二三寸

木舞は、軒桁や化粧棟木などと同様に「長一丈七尺」と二間分の長さが注文されている。したがって、一間に換算すると十二支分が注文されていることになり、現状と同様に左右の流に六支ずつ打たれていたことになる。太さについては、「二三寸」とあることから、二寸に三寸の材木を注文している。ここから、幅・成ともに五分ずつ削って、幅二寸五分・成一寸五分とした。

現状では、幅二寸五分・成一寸八分であるので、仁治度とほぼ同じである。

茅負 萱居一支 長二丈二尺 七八寸

「萱」は「茅」の異体字であり、「萱居」はカヤイと読まれるので、茅負のことである。茅負も、軒桁や化粧棟木などと同様に二間分の長さを注文している。しかし、軒桁などよりも五尺も長い「長二丈二尺」の材木が注文されている。これは、茅負が軒桁などとは異なり、継手を斜め

に長く作ることに起因していると考えられる。平安時代及び鎌倉時代は、茅負の断面をL字形にすることが多い。したがって、太さについては、「七八寸」であるので、七寸に八寸の材木を幅・成ともに五分ずつ削って幅六寸五分・成七寸五分とし、さらに入隅に欠き取ったL字形断面とした。

現状では、幅三寸八分・成四寸五分の単なる長方形断面とする。これは、近代の改変によるものと考えられる。

垂木裏板 裏板二十枚 長一丈二尺 弘一尺一寸 厚八分

前述したように、梁上は扱首とし、なおかつ天井の用材は注文されていないので、天井は張らず、化粧屋根裏としていたことが確定される。したがって、単に「裏板」とあるのは、天井裏板ではないので、垂木裏板としてよい。

垂木裏板は、化粧垂木よりも五寸短く注文されており適当である。左右の流に一枚ずつ使い、柱間八尺を十枚で割ると一枚の幅は八寸となる。板どうしの継手は相決することを考慮すると、注文された幅は適当である。板材であるので、注文された厚みをそのまま使うことにした。

野垂木 同立竿六支 長一丈三尺 四三寸

「曆仁材木注進状」において、「立竿」は小屋を持つすべての社殿に挙げられており、また、それぞれ注文の最後の方に記される。その長さから推測すると、野垂木としてよいであろう。

野垂木は、六支あるので、片流に一支ずつ、桁柱間一間に三支使うことになる。「長一丈三尺」を一丈一尺二寸として使うので、仕口を考慮すると注文された長さは適当である。小屋内の部材であるので、成形せず、太さはそのまま幅三寸・成四寸として使うことにした。また、文書に「同」とあるのは文脈上、檜皮を意味し、檜皮葺の屋根を支える野垂木の意味であろう。

野母屋桁・野棟木・小屋束 同木枕六支 長二丈 四三寸

「曆仁材木注進状」において、「木枕」は必ず「立竿」と対で記されており、注文された長さは「立竿」と同じか、それより長い。その名称から類推すると、「立竿」すなわち野垂木の枕、つまり野母屋桁・野棟木・小屋束を指しているのである。

野母屋桁や野棟木に使う場合、一間につき長さは八尺必要である。ここでは、軒桁や化粧棟木などと同様に、二間分の長さが注文されている。そして、小屋束として使う場合は、必要な長さに切り縮めて使ったと考えられる。

小屋内の部材であるので、成形せず、太さはそのまま幅四寸・成三寸として使うことにした。また、文書に「同」とあるのは檜皮葺を支える野屋根の中の材を表すものと考えられる。

土居葺柿板 借葺料搏 二百五十寸

「借葺」は「仮葺」の当て字で、「搏」は薄い板（柿板）のことである。したがって、「借葺料搏」は仮葺用の柿板すなわち土居葺用の柿板と考えられる。

土居葺の柿板は、幅や厚みを記していないが、その厚さの合計が二百五十寸になるという意味なのであろう。

〔床〕

大引（足固貫） 足固二支 長一丈七尺 七六

現在、「足固」（足固貫）は、床下の部材のうち、根太を載せる貫状の部材を言う。ここでは、「長一丈七尺」の一支のみの注文であるので、足固の中でも梁間方向に使う大引としてよい。

柱間は一丈三尺であることから、この大引は柱を貫くものと考えられ、一丈六尺として使うことにした。太さについては、床下の部材であるので成形せず、「七六」すなわち七寸に六寸の材木をそのまま使うことにした。

足固貫・根太 貫木下桁六支 長一丈七尺 五六

「貫木下桁」は、その名称から「貫木」と「下桁」の総称と考えられる。「曆仁材木注進状」に記された他の社殿においても、「足固」と対で挙げられることが多いので、それとともに床下の部材としてよいであろう。「足固」よりも幅・成ともに一寸ずつ小さい材木が注文されていることから、「足固」の上に載り桁方向に使う部材である足固貫及び根太と考えられる。その名称により、「貫木」は足固貫、「下桁」は根太に相当すると類推される。

足固貫と根太も、軒桁や化粧棟木などと同様に二間分の長さが注文されている。したがって、柱間一間としては十二支を使うことになり、その内訳は足固貫二支に、根太十支である。太さについては、床下の部材であるので成形せず、「五六」すなわち五寸に六寸の材木をそのまま使うことにした。

床板 板敷板十枚 長一丈七尺 弘一尺 厚一寸五分

「板敷板」は床板のことである。床板は、梁と同じ長さが注文されている。根太と直交方向に張るのが常であるので、梁間方向に一枚ずつ敷いていくとしてよい。大引の長さより、柱真から外へ一尺四寸突き出すものとする、床板の全長は一丈五尺八寸となり、注文された長さは適当であると言える。また、桁柱間は八尺なので、幅は「弘一尺」を八寸弱に加工したことが知れる。なお、垂木裏板が「弘一尺一寸」の注文となっているのは、その継手の相決の分が見込まれているからであり、それに対して床板が「弘一尺」と幅が一寸狭いのは、板どうしに継手を作らず、今日のように板どうしの間を透かしていたからであろう。板材であるので、厚みはそのまま一寸五分として使うことにした。

〔造作〕

斗・肘木 斗木一支 長三尺 方八寸

肱木三支 長六尺 弘五寸 厚三寸

「斗木」は斗を作り出すための用材を意味する。この廻廊における斗の使い方として、柱上の大斗や豕扱首上の斗が考えられる。

まず、注文された「長三尺、方八寸」の材木に注目したい。通常、柱上の大斗は、平側の斗幅と木口側の斗幅をほぼ同じとする。しかし、「方八寸」の材木からは、表面の成形を考慮して、斗幅七寸五分の大斗しか取ることができない。柱の直径九寸五分に対して、その頂部に載る大斗の斗幅七寸五分は小さすぎる。したがって、通常の柱上の大斗とは考えられない。一方、前述したように、豕扱首の厚みが三寸であることから、その上に載る斗の桁行方向の斗尻幅は三寸となる。桁行方向の斗尻幅が三寸とすると、斗幅は五寸程が適度である。また、梁間方向は、豕扱首との釣り合いから、斗幅を一尺とされる。この梁間方向の斗幅（平側）一尺、桁行方向の斗幅（木口側）五寸の斗を注文された材木から取ることは、十分に可能である。成は斗幅との関係から六寸二分とすることにした。「長三尺」の材木から、斗幅一尺の豕扱首上の斗を取った残りでは、平側の斗幅九寸の斗が二個できる。ただし、その木口側の斗幅は最大でも七寸五分にしかならず、通常の方形の大斗とはならない。しかし、この二個の斗は、柱上に載る大斗としか考えられない。

ここで、肘木に注目したい。「肱」は「肘」の異体字である。三支の肘木が注文されていることから、柱上と豕扱首上の斗上の三支分であることが分かる。注文された肘木が三支とも厚みが三寸しかないこと、前述のように柱上の大斗は通常の大斗よりも木口側が短いことから考えて、柱上において内側は舟肘木で外側が大斗という構造であったとすることが出来る。柱上の舟肘木は、小壁に張り付くので、断面縦長に使うとしてよい。一方、豕扱首上の斗上の肘木を断面縦長に使うと、あまりにも不安定で、それで化粧棟木を受けることは困難である。したがって、豕扱首上の斗上の肘木は、断面横長に使うものと考えられる。

まず、柱上の舟肘木は、「長六尺」を四尺として使い、中央部の断面は、

幅二寸五分・成四寸五分として使うものと復元できる。豕扱首上の斗上の肘木は、柱上の舟肘木と同様に「長六尺」を四尺として使い、中央部の断面は、幅四寸五分・成二寸五分とした。なお、柱上の大斗は、平側の斗幅九寸・木口側の斗幅四寸・成六寸二分という、通常の大斗を半分に割ったような形となる。

以上のことから、柱上は内側を舟肘木、外側を大斗とし、豕扱首上は斗・肘木であった可能性が高い。現状で柱上を単なる舟肘木とするのは、永祿から慶長年間に再建する際に改変されたものと考えられる。また、豕扱首上を斗・肘木とすること、並びに扱首竿に合わせて斗の厚みを薄いものとすることは、仁治度にまで遡るとしてよいであろう。

雁字板 雁字板一枚 長二丈二尺 弘九寸 厚一寸五分

「鴈」は「雁」の異体字である。雁字板も軒桁や化粧棟木などと同様に、一枚で二間分の長さの注文である。雁字板は、精密に加工するので、十分に余裕を持って見積もってあると考えられる。断面の大きさは、板材であるので注文された寸法をそのまま使い、成九寸・厚一寸五分とした。また、雁字板は、一般的に剣巴文とすることが多いので、ここでもそれに則った。

現状では鴈字板は付けられていないが、永祿から慶長年間に再建された際に省略された可能性がある。

框 玉縁木二支 長一丈七尺 四三寸

「玉縁」という名称より、端部にある部材が想定される。「曆仁材木注進状」において、この廻廊にのみ注文されており、雁字板と高欄の間に記されている。縁板に雁字板を付けた春日大社本殿を²⁰はじめとする春日造本殿では、雁字板上に樽縁の木口を隠すように、框が取り付けられている。したがって、「玉縁」は、床板の木口を隠す框に相当するものである可能性がある。

ここでは、「長一丈七尺」であるので、二間分を通して使ったものと

してよい。太さに関して、「四三寸」とあるので、四寸に三寸の材木を幅・成ともに五分ずつ削って幅三寸五分・成二寸五分とした。

現状では床板の先端に榫はない。これは、雁字板とともに永祿から慶長年間の再建の際に省略された可能性がある。

高欄 高欄料木八支 長八尺 四五

「高欄料木」は、高欄のための用材を意味する。すなわち、架木・平桁・地覆・斗束・栴束・込栴をこの材木から作り出したとしてよいであろう。それぞれ、必要な長さに切り縮めて使用したと考えられる。

〔屋根〕

瓦木 瓦木一支 長二丈二尺 方一尺

「曆仁材木注進状」において、「瓦木」は八寸角から一尺角の大材で、「丸木」もしくは「丸料木」と対で挙げられている²⁴。加えて、同文書に記された各社殿の後半、屋根葺材や小屋材付近に記されている。これらことから、この「瓦木」は、通常瓦製とする大棟を一本で作ったものと考えられる。本稿では、便宜上、瓦木と呼ぶことにしたい。

瓦木も、軒桁や化粧棟木などと同様に二間分の長さが注文されている。ここでは半支の注文は行えない。しかし、長さを一間分とすると二間を通すことはできなくなり、一間毎に継がなければならず不合理であるので、二間分の長さを注文していると考えられる。太さは、「方一尺」を幅九寸五分・成八寸四分に鑄を付けた形にして使用した。

現状で大棟を瓦棟とするのは、永祿から慶長年間に再建する際の改変である可能性が少なくない。大棟を瓦木とすると、腐朽しやすいため、耐久性のある瓦棟を採用したのであろう。

丸木・鳥衾 丸料木一支 長二丈二尺 方五寸

先述したように、「丸木」もしくは「丸料木」は、「瓦木」と対で記される。したがって、大棟の瓦木の上に載せる鳥衾とそれに続くものを意味すると考えられる。ここでは、便宜上、丸木と呼ぶことにしたい。

丸木も、軒桁や化粧棟木などと同様に二間分の長さが注文されている。これは、瓦木と同様に二間を通して使うためと考えられる。太さは、「方五寸」を幅三寸八分・成四寸五分とし、丸木と称されていることから、角を少し丸くした。

檜皮 檜皮十二井 五尺井繩

「五尺井繩」とあるので、檜皮は五尺の縄で括って一束としていたと考えられ、それが十二束必要であったことが知れる。

〔不足材木〕

裏甲

裏甲は屋根を葺くために必要であるが、ここではその注文が記されていない。遺漏したものと考えられる。それゆえに、幅七寸・成一寸五分の太さで、桁柱間一間に八尺の長さの裏甲を復元図に付けることにした。

⑦ 仁治度廻廊の特色

仁治度廻廊は、現在の廻廊の規模及び構造形式と概ね同じであるとしてよい。しかし、細部に関しては、僅かながら異なる点が見られる。その一は、現在は足固貫を配さず、大引上に合計七支の根太を置くのに対して、仁治度は足固貫を配し、大引上に十二支の根太を置き、なおかつその材は太い。すなわち、床組が強固であったと言える。その二は、福山博士がすでに指摘している点ではあるが、現在はない雁字板が仁治度には存していたことである。その三は、内法長押下の無目鴨居が現在では細く縦長断面であるのに対し、仁治度は正方形断面であることである。現在の形は近代の改変による。その四は、柱上の組物を現在は単なる舟肘木とするが、仁治度は廻廊の内側を舟肘木、外側を大斗とすることである。その五は、現在は瓦棟とするが、仁治度は大棟を瓦木と称す木製

とし、さらにその上に丸木を載せることである。また、仁治度と現在の廻廊に共通する特筆すべき点を挙げるならば、扱首竿の中央に扱首束を立てた扱首とする事、その扱首竿はその上に載る斗とともに幅の薄いものとする事である。

ここで、以上に挙げたもののうち、特に注目される特色を検証したい。まず、雁字板に関して記すことにする。雁字板は、廻縁や仏壇などに用いられ、その表面には剣巴文を施すことが多い。類例としては、東大寺法華堂正堂の仏壇、浄瑠璃寺本堂（九体阿弥陀堂）の仏壇、長弓寺本堂の仏壇、春日大社本殿及び撰社若宮神社本殿の廻縁などが挙げられ、各時代の建築に間々見られる装飾である。仏堂においては仏像を安置する台である仏壇に、春日大社においては数ある社殿のうち本殿のみ用いられていることから、雁字板は格式の高いものに付随するとしてよい。したがって、仁治度廻廊は格式の高い社殿であったと言える。

次に、扱首について記したい。現存する建築のうち、身舎内部に天井を張らず、なおかつ梁上を扱首もしくは扱首とするものの類例は多くない。飛鳥時代では法隆寺廻廊、奈良時代では法隆寺食堂・新薬師寺本堂、平安時代では室生寺金堂・浄瑠璃寺本堂、鎌倉時代では西明寺本堂・長寿寺本堂、桃山時代の春日大社若宮神社細殿及び神楽殿などが挙げられる。しかし、ここに挙げた春日大社若宮神社細殿及び神楽殿を除くすべての建築は扱首束を持たない扱首である。また、扱首竿の厚みに関しては、法隆寺廻廊・法隆寺食堂・新薬師寺本堂・室生寺金堂は厚く、西明寺本堂・長寿寺本堂・春日大社若宮神社細殿及び神楽殿は化粧垂木の太さかその二倍以下の厚みしかなく薄い。浄瑠璃寺本堂は、まさにそれらの中間的な厚みである。そして、扱首及び扱首上の意匠は、法隆寺廻廊は三斗組、法隆寺食堂・新薬師寺本堂・春日大社若宮神社細殿及び神楽殿は斗・肘木、室生寺金堂・西明寺本堂・長寿寺本堂は肘木とする。ただし、肘木のみを載せる建築では妻面のみその意匠を変え、室生

寺金堂では斗・肘木、西明寺本堂では三斗組とする。

ここで、仁治度廻廊が扱首とすることについて考えてみたい。一般的に、妻壁以外は扱首とすることが多い。しかし、仁治度廻廊は扱首とするが、本稿における仁治度廻廊の例から、仁治頃において妻壁以外で扱首を梁上に設けることが一般的に行われるようになっていた可能性を指摘できる。元来、妻壁を除く内部を扱首とするのは、縮梁に似たもので、構造としては扱首束のない方が理屈に合っているとされている。したがって、本来、妻壁以外の内部において扱首束は必要なく、扱首のみで構造上の問題はなかったが、後世に扱首竿が薄くなってから、心許なくなり扱首束を配するようになったとして差し支えないであろう。要するに、仁治度廻廊が扱首とするのは、その時代性に基づくものであると言える。なお、厳島神社に特有の意匠であることも否定はできない。

次に、仁治度廻廊の扱首竿とそれに載る斗の厚みが薄いことについて記しておきたい。平安時代前期までの建築において扱首竿は厚く、また、その上への意匠として斗を用いる類例が多い。例えば、法隆寺廻廊では扱首竿の厚みは六寸、法隆寺食堂と新薬師寺本堂では七寸である。そして、扱首竿の厚みが六寸や七寸であるので、その上に載る斗は自然とほぼ正方形になる。一方、鎌倉時代の建築において扱首竿は薄く、またその上に載る意匠は斗を用いず肘木とすることが多い。扱首竿が薄くなったことと簡素な肘木のみを載せるようになったのは関係があり、薄い扱首竿に斗を載せると、その斗は通常の幅とすることが困難であるため、肘木を多用するようになったと考えられる。しかし、その薄い扱首竿に取って斗を載せたものが仁治度廻廊である。その結果、梁間方向（平側）に比べて桁行方向（木口側）の斗幅が非常に非常に薄いと見える斗となった。したがって、仁治度廻廊の扱首竿が薄いのには鎌倉時代の一般的な様式であったと考えられるが、その上に斗を載せることは類

例の少ない意匠⁽³⁵⁾であると言える。

次に、大棟を木製の瓦木とすることについて記したい。現存する建築のうち、瓦木とするものの類例は、間々見られる。ただし、最も風雨に曝される大棟を木製の瓦木とすれば、その瓦木が腐朽するのは目に見えており、当然のことながら、通常の建築において当初材が現存する例はない。神社本殿内部に安置された玉殿においてのみ、当初材は存する。取替材とする建築も含めて、その類例には、長尾神社本殿⁽³⁶⁾・春日大社本殿⁽³⁷⁾・佐々井厳島神社玉殿⁽³⁸⁾・地御前神社玉殿⁽³⁹⁾などがある。大棟の意匠は、長尾神社本殿と春日大社本殿のように、障泥板・瓦木とするもの、地御前神社玉殿や佐々井厳島神社玉殿第一殿・第二殿・第三殿のように瓦木のみとするもの、その他、瓦木・丸木とし、端部に鬼板を付けるもの、瓦木のみとするが端部に鬼板を付けるものなど様々である。瓦木という名称からも、通常、瓦棟とする大棟を長尺の木材で作成したことが明らかであり、仁治度廻廊において実際に存在したことは疑う余地もない。したがって、当初材の瓦木を有する遺例がない以上断言できないが、鎌倉時代における社寺建築の付属社殿に瓦木と称する木製の大棟を載せたものがほかに多数存在していたとしても無稽ではないであろう。そして、現存する玉殿にその佛が見られるのである。

最後に、柱上の組物を内外で違えることについて記したい。仁治度廻廊の内側では舟肘木、外側では大斗とし、その間は板壁を嵌めて両者を同時に見ることはできないようになっていた。したがって、その舟肘木及び大斗は、通常の半分の幅しか持たない。このような半分の幅しかない組物は、内外で異なる組物を用いる場合と、内外で組物の高さを違える場合、内外どちらか一方しか組物の必要がない場合の三類型ある。まず、第一の内外で組物を違えるものは、鶴林寺常行堂⁽⁴⁰⁾に見られる。次に、第二の内外で組物の高さを違えるものは、法界寺阿弥陀堂や多くの密教本堂における内外陣境に見られる。第三の内外の片方にしか必要ないも

のは、醍醐寺薬師堂や平安時代以降の一部の二重門や楼門、鐘楼における上層の壁付組物などに見られる。これらのうち、第一の類型には余り類例がないが、残りの二類型は、ともに平安時代以降に間々用いられる形式である。

ここで、具体例を解説しておく。まず、鶴林寺常行堂では、外陣において、外側は大斗肘木、内側は舟肘木とする。外側は通常の方形の大斗の上に通常の幅の舟肘木を載せ、内側は内法長押上に半分の幅の舟肘木を置く。すなわち、外側の大斗と内側の舟肘木の高さは異なる。次に、法界寺阿弥陀堂では、四天柱の外側では垂麻組の出組とし、内側では内法長押上に薄い束を新たに立て、外側の大斗よりも高い位置に内側の大斗を置き、平三斗とする。ここでは、外側の組物よりも小振りな組物を内側に用い、内外ともに半分の幅の大斗・肘木・巻斗を板壁に張り付ける。また、醍醐寺薬師堂では、内陣において、外陣よりも天井を高くしたため、内側にしか組物を必要としなくなった。そのため、壁付組物が通常の半分の幅となる。仁治度廻廊は舟肘木と大斗を同じ位置に置くので、第一の内外で組物を違える類型に相当する。しかも、鶴林寺常行堂と同様に大斗と舟肘木を用いている⁽⁴¹⁾。古文書により、通常の半分程の幅しか持たない組物が復元できたこと、また、現存例の乏しい第一類型が仁治度廻廊に存在していたことを立証することができた。

以上のように、現在の廻廊は雁字板をはじめとして大棟や組物に関しては変更が認められるが、そのほかはよく仁治度を踏襲しており、常識とも言える扱首竿とその斗の薄さも仁治度まで遡るものであることが判明した。

なお、材木注文には、廻廊一間分に必要な部材しか記されていないので、折れ曲がり部や端部の細部意匠は推測の域を出ない。廻廊は円柱であり、雁字板を付けるなどという点で、厳島神社の海上社殿の中で、格式の高い社殿であることから、端部の妻は猪目懸魚としておいた。また、

螻羽の出は、現状と同じく化粧垂木三支分とした。なお、二重軒付けは後世になってからの手法なので、一重にした。

また、現状では廻廊の東端は切妻造、西端と反橋接続部分は唐破風造⁽⁴³⁾となっている。しかし、唐破風造は仁治度にはまだ出現していなかったと考えられるので、西端も切妻造であったと考えられる。同様に、反橋接続部分にも唐破風を造ることはしていないであろう。

⑧ 結語

復元考察の結果、永祿から慶長年間の再建である現在の廻廊は、仁治度廻廊の構造形式をよく踏襲していると評価できる。また、掘立柱とせず礎石建とすること、椀首竿がその上に載る斗とともに厚みの薄いものとする、柱上の組物を内外で違えることなど、福山博士の復元案の誤りを訂正し、それについての新たな考察を加えることができた。加えて、復元考察の過程で、「暦仁材木注進状」に記された往時の建築部材名称も明らかにした。

仁治度再建は仁安造営時の社殿を再現されたという説もあり、厳島神社の本来の姿を考える上で、この復元結果は重要な意味を持つものとしてよい。そして、平安時代末期から鎌倉時代前期の社寺建築、さらには現存しない寝殿造殿舎などの細部意匠を研究する際にも参考になるであろう。

註

- (1) 山口佳巳「仁治度厳島神社廻廊の復元」(『日本建築学会大会学術講演梗概集』平成十七年)
- (2) 史料通信叢誌第壹編厳島誌所収文書一(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)
- (3) 浅野忠允氏旧蔵厳島文書二(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)
- (4) 「伊都岐嶋社神官等申状案」厳島野坂文書一八六二(『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)
而當社御垂跡以降、去建永二年(丁卯)七月三日(丁丑)、寅時始有御炎上、即任縁起文経、奏聞、同八月廿一日、被寄進當國、首尾當于九箇年、建保三年(乙亥)、十二月十九日(癸卯)、寅時遂御遷宮唯限于内宮一方、外宮并御鉢玉殿不新造矣、今度御炎上貞應二年(癸未)、十二月二日也(庚午申時)、任先例、同達天聽、同三年九月十三日、雖被寄進當國、依被付造國司、代々任々更無土木之企、空送十二年之星霜、因之社訴狹衝、奏聞無隙之間、嘉禎元年三月廿日、始被付國務於社家之後、繼夜於日、分時於點、其勤如切燒、宛似拂頭燃、然間同十二月九日(丁酉)、始木作、同二年四月四日(庚寅)、遂上棟、外宮造營並鼻之間、同元年十二月十四日(壬寅)、始木作、同廿四日(壬子)、遂上棟、同二年十月十三日(丁酉)、且遂御遷宮了、(以下略)
- (5) 山口佳巳「仁治度厳島神社の廻廊間数及びその配置に関する考察」(『芸備地方史研究』第二五八・二五九号、平成二十)を参照されたい。
- (6) 「房顕覚書」(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)
- (7) 「厳嶋社堂所々棟札写」大願寺文書・町史六九五(『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)
- (8) 「宮島町史」特論編・建築、平成九年、所収
- (9) 元和九年(一六三三)の「宮島社堂塔付立下書」(野坂家文書・町史一一「宮島町史」特論編・建築、平成九年、所収)をはじめとして、江戸時代の記録において、廻廊は百八間と記されている。現在の廻廊は百七間であり、これらの記録と一間の差異があるが、同じとしてよい。百八は人間の煩惱の数であるので、実際には百七間であるものを百八間と誤認した可能性が高い。現在でも地元では廻廊を百八間と称している。したがって、現在の百七間は、永祿から慶長年間再建の規模を守るものとしてよい。
- (10) 現状では、内法長押どうしの間にあり、内法貫に相当するが、その下半分を内法長押下端よりも下に出し、無目鴨居に見せる。これは、仁治度の名残と考えら

- れる。
- (11) 奈良県天理市に所在。正安二年(一三〇〇)の建立である。
- (12) 奈良市に所在。文久三年(一八六三)の建立である。
- (13) 奈良市に所在。慶長十年(一六〇五)の建立である。
- (14) 山本栄吾「厳島神社海上社殿論」(精華学園研究紀要第三輯、昭和四十年)は、廻廊間数のみ研究であり、仁治度廻廊の構造形式や細部意匠については考察していないので、ここでは省略する。
- (15) 福山敏男『日本建築史研究』墨水書房、昭和四十七年、所収
- (16) 新出厳島文書一二三(「広島県史」古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)
- (17) 延慶二年(一三〇九)の「春日権現験記絵」や応長元年(一三一七)の「松崎天神絵巻」等に手斧や槍鉋などを用いた材木加工の様子が見られる。
- (18) 付属社殿のうち、仁治度における楽屋・御供屋・粥座屋・朝座侍屋の位置及び規模・構造形式に関してはすでに発表済みである。山口佳巳「仁治度厳島神社楽屋の復元」(「日本建築学会大会学術講演梗概集」平成十八年)、山口佳巳「仁治度厳島神社御供屋の復元」(「中国四国歴史学地理学協会年報」第二号、平成十八年)、山口佳巳・三浦正幸「厳島神社絶社殿の復元的研究―仁治度再建社殿について―」(『内海文化研究紀要』第三四号、平成十八年)を参照されたい。また、その他の社殿については、別稿としたい。
- (19) 関野克「在信樂藤原豊成殿板殿復元考」(『建築学会論文集』第三号、昭和十一年)に「宇立とは兩妻の梁上にある短柱で棟を支へる部材であることを知る」とある。
- (20) 奈良市に所在。文久三年(一八六三)の建立である。
- (21) 朝座侍屋においては、瓦木のみ注文とする。これは、丸木が欠落してしまつたか、もしくは、低級な社殿であったため、丸木を省略したものと考えられる。
- (22) 奈良市に所在。天平十九年(七四七)頃の建立である。
- (23) 京都府相楽郡に所在。嘉承二年(一一〇七)の建立である。
- (24) 奈良県生駒市に所在。弘安二年(一二七九)の建立である。
- (25) 奈良市に所在。文久三年(一八六三)の建立である。
- (26) 奈良県生駒郡に所在。
- (27) 奈良県生駒郡に所在。
- (28) 奈良市に所在。奈良時代後期の建立である。
- (29) 奈良県宇陀郡に所在。平安時代前期の建立である。現在は、内陣に天井を張るが、創建当初は化粧屋根裏とし、豕扱首を見せていた。
- (30) 滋賀県犬上郡に所在。鎌倉時代前期の建立である。
- (31) 滋賀県甲賀郡に所在。鎌倉時代前期の建立である。
- (32) 慶長十八年(一六一三)の再建である。
- (33) 天沼俊一『日本建築様式の研究』思文閣、昭和五十年。
- (34) 室生寺金堂は、豕扱首及び扱首の大部分が明治修理の際に取り替えられてしまったので、ここでは並列することを控える。
- (35) 厳島神社以外では、春日大社若宮神社細殿及び神楽殿に見られる。この建築は、長承四年(一一三五)に創建されたものを踏襲して慶長十八年に再建されたので、様式は当初のものである可能性が高い。
- (36) 奈良市阪原町に所在。桃山時代の建立である。旧春日大社本社第一殿を移築したものである。
- (37) 広島県安芸高田市に所在。第一殿から第五殿の五基の玉殿があり、それぞれ建築年代が異なるが、十四世紀から十五世紀のものである。
- (38) 広島県廿日市市地御前に所在。厳島神社の外宮。宝暦十年(一七六〇)に再造されたものである。
- (39) 兵庫県加古川市に所在。鎌倉時代中期(十三世紀後期)の建立である。
- (40) 京都市に所在。鎌倉前期の建立である。
- (41) 京都市に所在。保安二年(一一二二)の建立である。
- (42) ただし、鶴林寺常行堂は内外で高さを変えるのに対して、仁治度廻廊では内外で高さは同じである。
- (43) 現状の西端が唐破風造であるのは、元は西端が廻廊の入口であったためとされているが、これには異論がある。その点については別稿にする。
- 本稿に用いた図面のうち、図2から図6は『日本建築史基礎資料集』二(社殿Ⅱ)に所収されたものである。
- (広島大学大学院文学研究科、国立歴史民俗博物館共同研究協力者)
(二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)

A Reconstructive Study of the Ninji Era Passageways of Itsukushima Shrine

YAMAGUCHI Yoshimi

The passageways of Itsukushima Shrine are connecting corridors that link the group of shrine buildings that stand on the sea and are important structures that have existed since Taira no Kiyomori built the shrine in the Ninan era (1166-1169). The shrine was completely destroyed by fire twice, once in 1207 and then again in 1223. It is thought that when it was reconstructed in the Ninji era in 1241, when the *shosengu* ceremony was held in which the *kami* was returned to the main shrine, it was of the style that had been adopted in the Ninan era.

Although quite a lot of research has been done on Itsukushima Shrine, research on the Ninji era passageways is limited to that conducted by Dr. Toshio Fukuyama. However, Dr. Fukuyama's research only points out the general styles, and does not extend to making drawings of their restoration. Using order forms for wood for the construction of Itsukushima Shrine which specify the wood needed for the shrine's reconstruction in the Ryakunin era in 1239 as its main source, this paper presents a detailed reconstructive analysis that includes the finer details of the Ninji era passageways.

This reconstructive analysis revealed that the Ninji passageways were generally the same in size and structural form as the shrine's current passageways, although there are slight differences in some of the details. Some differences worth mentioning are that as well as the previously noted addition of flying geese pattern panels and the adoption of wooden tiles for the main ridge, boat-shaped brackets (*funahijiki*) were adopted on the inside of the roof beams and large bearing blocks on the outside. The author's analysis also establishes that the diagonal braces (*sasuzao*) and the bearing blocks lying on top of the braces, whose thinness would be thought absurd today, date back to the Ninji era. Although Dr. Fukuyama claims that the Ninji passageways had posts embedded directly in the earth, judging from the length of the posts it is very likely that they were erected on foundation stones. Accordingly, although the passageways that exist today were rebuilt between 1558 and 1615, with the exception of some finer details they closely follow the Ninji passageways. Furthermore, the names of construction materials used in days gone by have nearly all been identified through this reconstruction process. Consequently, this reconstruction of the Ninji passageways also serves as an aid for studies of the Ninan era, a time about which little is known.